**特例転出について**

特例転出届を行う場合は、転入届をする時にマイナンバーカード・住民基本台帳カードの提出が必要です。（転出証明書は不要）カードの交付を受けていない方は、通常の転出・転入の手続きを行ってください。

※　転入先で暗証番号（数字４桁）を入力していただくことになります。忘れた場合は転出届の前の住所地窓口でご確認ください。

※　郵便の到着が、転出予定年月日から１４日を経過すると、通常の転出・転入の手続きしかできなくなりますので、早めに郵送してください。

※　転出予定年月日から１４日を経過している場合は、郵送で転出証明書を取り寄せてください。（特別転出届は利用できません）

* 宛先

住民登録地の市区町村役場（鞍手町の方は、下記まで送付してください。）

〒８０７－１３９２

福岡県鞍手郡鞍手町大字中山３７０５番地

鞍手町役場　税務住民課　住民係

* 手数料は無料です。

　●　国民健康保険・国民年金・介護保険・税・小中学校関係等で別途窓口にきていただく場合もあります。

**〈特例転入届に必要なもの〉**

1. マイナンバーカード・住民基本台帳カード（暗証番号が必要）

　　（カードの交付を受けていない方は、特例転出入をご利用できません。通常の転出・転入の手続きを行ってください。）

1. 印鑑

※　転出予定年月日から３０日を過ぎると、この手続きでは転入できなくなりますので、お早めに手続きをしてください。３０日を過ぎた場合、通常の転出証明書が必要になります。

* その他、詳しくは、転入先の市区町村でおたずねください。